

部落差別のない社会を実現するために

- 条例の第7条第2項では、県民や事業者の方に対して、以下のとおり規定しています。

【県民及び事業者の責務】

- ① 同和地区の所在が書いてある図書や地図等の提供をしてはいけません。
- ② 同和地区であるか否かを他者に教えたり、広めたりしてはいけません。
- ③ 結婚や就職に際して、その人やその親族が同和地区に住んでいるか、住んでいたかについて調査を依頼してはいけません。
- ④ その他、同和地区に住んでいること又は住んでいたことを理由として、結婚及び就職に際しての差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはいけません。

私たち一人一人が、
部落差別について正しく理解するとともに、
自分の問題として捉え、
具体的な行動につなげていきましょう



熊本県人権啓発キャラクター
「ココロ」

熊本県教育委員会